

●香川県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年4月20日から同年5月11日まで一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺詫間線（48号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
善通寺市吉原町字口ノ町554番 5地先から 善通寺市吉原町字口ノ町554番 5地先まで	7.9~12.9	27	平成23年香川県告示第332号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成24年4月23日